

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成30年度 朝霞市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	9	12,000	11	0	0	12,000
1	53	エチルベンゼン	5	3	35,850	8	7,670	0	28,200
1	71	塩化第二鉄	1	9	65,000	7	46,000	0	19,000
1	80	キシレン	6	1	153,600	2	29,220	0	124,400
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	9	4,700	14	4,700	0	0
1	262	テトラクロロエチレン	1	9	19,000	9	19,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	5	3	90,800	5	10,019	0	80,800
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	7	5,300	13	2,200	0	3,100
1	300	トルエン	6	1	344,810	1	78,960	0	266,000
1	384	1-プロモプロパン	1	9	810	16	810	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	5	91,600	4	11,072	0	80,500
1	400	ベンゼン	4	5	17,670	10	2,601	0	15,070
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	9	6,100	12	6,100	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	2	8	79,200	6	2,200	0	77,000
3	40	硫化水素	1	9	1,900	15	1,900	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	9	110,000	3	77,000	0	33,000
合計			—	—	1,038,340	—	299,452	0	739,070

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量 : 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。